（裏）　［略］

備考
１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
４　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
５　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
６　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（裏）　［同左］

備考
１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　この証は、対象者１人毎に作製すること。
３　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
４　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
５　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
６　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。
７　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。